

## 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）（以下「規則」という。）及び枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、枚方市花と緑のまちづくり事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付手続について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 地域コミュニティ拠点づくり事業の補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、自治会とする。

2 広場づくり事業の補助対象者の団体とは、自治会、市民グループ、NPO法人、事業者等とする。ただし、市内で活動する団体、市内に事業所が在る事業者とする。

3 要綱第4条第1項第1号の5人以上の者の中には、市内在住、在職、在学している者が1人以上含まれるものとする。

4 施設緑化事業の補助対象者は、市内在住、在職、在学している個人及び第2項の団体とする。

5 オープンガーデンづくり事業の補助対象者は、年間20日以上（土曜・日曜・祝日・休日の何れかを5日以上含む）公開し、かつ本市のホームページ上で公開情報を周知することが可能な者とする。

(補助対象事業)

第3条 要綱第4条第2項各号に規定する補助金の交付の対象としない場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を含む。

(1) 営利目的のものと認められる場合

(2) 国、地方公共団体及びそれら準ずる団体が行うものと認められる場合

(3) 補助金の交付の決定の通知を受ける前に事業の着手を行ったものと認められる場合

(4) 既に花と緑の拠点づくり事業の補助金の交付を受けた団体又は当該団体の構成員が含まれる団体が行い、交付を受けた年度の翌年度から起算して5年以上経過していないものと認められる場合

(補助金の額)

第4条 要綱第5条の補助金の額には、消費税及び地方消費税を含む。

2 要綱第5条の費用には、当初事業の場合に限り材料費（土・草花（農作物等除く）・樹木（支柱含む）・地被類・ツル性植物（補助資材含む）・肥料の購入費等）を含む。ただし、維持管理に用いる資機材の購入費用は含まない。

3 要綱第5条の費用には、花と緑の拠点づくり事業の場合、第16条の表示板の作成及び設置の費用を含む。また、初年度の施設賠償保険料を含む。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業費明細書
- (2) 位置図及び計画図（施設緑化事業の屋上緑化事業の場合、建築基準法上、屋上の積載荷重が適合していることが確認できる計算書等を含む。）
- (3) 現況写真
- (4) 誓約書
- (5) 当該土地の所有者以外の者が申請する場合にあっては、当該土地の所有者の承諾書（当該土地の所有者の実印を押印し、印鑑証明の写しを提出しなければならない。また、施設緑化事業の場合、施設所有者以外の者が申請する場合にあっては、施設所有者の承諾書も同様とする。）
- (6) 構成員名簿（施設緑化事業を除く。）
- (7) 事業者3社の見積書、ただし施設緑化事業の見積書は1社のみでも可とする。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定する。この場合において、市長は、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の規定による枚方市花と緑のまちづくり事業選定審査会（以下「審査会」という。）に対して意見を求めるものとする。ただし、施設緑化事業を除く。

2 前項の審査は、枚方市花と緑のまちづくり事業選定審査会（以下「審査会」という。）における事業計画発表（プレゼンテーション）の審査とする。ただし、市長が事業計画発表の必要がないと判断した場合は、この限りでない。

3 補助金の交付の決定に際して必要があると認めるときは、当該補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付の決定をすることがある。

（申請の取下げ）

第7条 規則第9条第1項の別に定める期日とは、当該通知を受けた日から起算して30日以内（30日目に当たる日が市の休日である場合は、その翌日）とする。

（事業の着手）

第8条 補助対象者は、第6条の通知を受けた場合においては、事業に着手することができる。

2 補助事業者は、事業に着手する前に所定の届出を市長に提出しなければならない。なお、着手とは、事業場所の整備や緑化のための仮囲い、掘削及び施設等の撤去・設置工事等とする。

3 補助対象者は、事業の着手する前に次に掲げる必要な許可等を取得し、その写しを前項の届出に添付しなければならない。

- (1) 建築基準法第6条第1項に規定する確認
- (2) 法令等による占用許可、使用許可及び施設設置許可等
- (3) その他、規則第7条の条件に付した許可等

（内容の変更）

第9条 補助対象者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、補助金の増額を伴う補助

事業の内容の変更は、原則してはならない。

(軽微な事項)

第10条 規則第12条第1項第1号の軽微なものには、補助対象者の住所及び名称並びに氏名の変更をする場合は、必要な書類を添付し、速やかに、市長に届出をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的や効果が変わらない内容の変更、補助金の交付決定の金額に変更があるものについては、必要な書類を添付し、速やかに、市長に申請をしなければならない。この場合において、市長は速やかに、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(交付の方法の特例)

第11条 規則第17条第1項の概算払の補助金の交付は、当該事業に係る総額が50万円以上で交付の決定額の2分の1以内とし、150万円を限度として行うものとする。ただし、補助対象者は補助対象者以外の保証人を2人以上立てなければならない。

2 規則第17条第1項の概算払の補助金の交付を確定した場合は、速やかに、その旨を補助対象者に通知するものとする。

3 規則第17条第2項の別に定める期日とは、通知を受けた日から起算して30日以内(30日目に当たる日が市の休日である場合は、その翌日)とする。

(実績報告書)

第12条 規則第15条第2項の別に定める書類とは、第25条第12号に定める実績報告書とする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条第4項の別に定める期日とは、3月の最終の平日とする。なお、規則第17条第2項の別に定める期日も、同様とする。

(交付の決定の取消し等)

第14条 規則第18条第1項の補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある場合とは、補助金の交付の決定を受けた年度の3月15日までに補助事業が完了しない場合を含む。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第23条第1項の別に定める期間とは、20年間とする。

(事業の表示)

第16条 花と緑の拠点づくり事業の補助対象者は、事業が完了したとき定められた表示板を公衆の見やすい場所に設置し、管理しなければならない。

(領収書の提出)

第17条 補助対象者は、全ての補助金が交付された場合は、速やかに、全ての領収書の原本を市長に持参し、その写しを提出しなければならない。

(施設等の管理)

第18条 補助対象者は、整備した施設を善良な管理者として管理をしなければならない。

2 補助対象者は、整備や緑化した施設及び樹木等の管理の状況を事業完了日の翌年度から1年毎に5年間、市長に報告しなければならない。ただし、施設緑化事業は除く。

(周辺環境への配慮)

第19条 花と緑の拠点づくり事業の補助対象者は、公園等で事業を行う場合は、審査会に意見を求めるまでに公園等が存する自治会に説明し、同意を得なければならない。ただし、公園等が存する自治会が補助対象者の場合は、この限りではない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、公園等に近隣する自治会等の同意を求めることがある。

3 補助対象者は、事業の実施にあたり、近隣への日照障害、枝葉の越境等周辺の住環境に十分に配慮し、問題が発生した場合は自己責任で解決しなければならない。

(普及啓発の協力)

第20条 補助対象者は、本市の緑地の保全及び緑化の推進にかかる普及啓発に協力するものとする。

(消費税仕入控除税額の報告及び返還)

第21条 補助対象者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

(用語の説明)

第22条 要綱において、次の各号に掲げる用語の説明は、各号に定めるところによる。

(1) 要綱第4条第1項第1号イのパーゴラとは、日陰棚、つる棚、緑廊のことである。

(2) 要綱第4条第1項第2号ホの開放されたとは、不特定多数の市民が制限なく入れる、利用できる状況のことである。

(3) 要綱別表中欄の植ますとは、花壇のような縁石等で区切られた植栽用の場所のことである。

(4) 規則第12条第1項第4号の中止とは事業の中断のことであり、廃止とは事業の取止めのことである。

(5) 規則第17条の概算払とは、補助金の額が未定のときに、事業の完了後に精算する条件で事業計画に基づいて算出したおおよその見積額を支払うことである。

(6) 要綱別表中欄の市長が別に定める基準による整備面積とは、植栽の場合は緑化面積をいい、「大阪府自然環境保全条例」及び「大阪府自然環境保全条例施行規則」に基づき大阪府環境農林水産部作成の「緑化計画の作成マニュアル」により算出した面積と、ベンチ等の構造物の場合は垂直投影面積の合計のことである。

(特別な場合の措置)

第23条 この要領によりがたい場合の取り扱いは、そのつど市長が定める。

(事故等の対応)

第24条 補助対象者は、事業場所において事故や災害等が発生した場合は、速やかに、その旨を市長に報告し、原則自己責任で解決しなければならない。

(様式)

第 25 条 この要領において使用する申請書等の様式は、次の各号によるものとする。

- |      |                             |              |
|------|-----------------------------|--------------|
| (1)  | 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付申請書      | 様式第 1 - 1 号  |
| (2)  | 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付申請書 (変更) | 様式第 1 - 2 号  |
| (3)  | 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付決定通知書    | 様式第 2 号      |
| (4)  | 枚方市花と緑のまちづくり事業着手届           | 様式第 3 号      |
| (5)  | 枚方市花と緑のまちづくり事業交付申請取下げ申出書    | 様式第 4 号      |
| (6)  | 枚方市花と緑のまちづくり事業内容変更承認申請書     | 様式第 5 号      |
| (7)  | 枚方市花と緑のまちづくり事業変更届 (軽微)      | 様式第 6 - 1 号  |
| (8)  | 枚方市花と緑のまちづくり事業変更届 (軽微)      | 様式第 6 - 2 号  |
| (9)  | 枚方市花と緑のまちづくり事業変更 (軽微) 承認通知書 | 様式第 7 号      |
| (10) | 枚方市花と緑のまちづくり事業中止・廃止承認申請書    | 様式第 8 号      |
| (11) | 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金概算払請求書     | 様式第 9 号      |
| (12) | 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金概算払確定通知書   | 様式第 10 号     |
| (13) | 枚方市花と緑のまちづくり事業実績報告書         | 様式第 11 号     |
| (14) | 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金確定通知書      | 様式第 12 号     |
| (15) | 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金請求書        | 様式第 13 号     |
| (16) | 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付決定取消通知書  | 様式第 14 号     |
| (17) | 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金精算払請求書     | 様式第 15 号     |
| (18) | 事業費明細書                      | 様式第 16 号     |
| (19) | 枚方市花と緑の拠点づくり事業構成員名簿         | 様式第 17 号     |
| (20) | 枚方市花と緑のまちづくり事業実施報告書         | 様式第 18 号     |
| (21) | 収支報告書                       | 様式第 19 号     |
| (22) | 枚方市花と緑のまちづくり事業活動状況報告書       | 様式第 20 号     |
| (23) | 活動報告書                       | 様式第 20 号別紙 A |
| (24) | 活動計画書                       | 様式第 20 号別紙 B |
| (25) | 消費税仕入控除税額報告書                | 様式第 21 号     |
| (26) | 積算内訳報告書                     | 様式第 21 号別紙   |
| (27) | 誓約書 (地域コミュニティ拠点づくり事業公園等)    |              |
| (28) | 誓約書 (地域コミュニティ拠点づくり事業公園等以外)  |              |
| (29) | 誓約書 (施設緑化事業)                |              |
| (30) | 保証人届出書                      |              |
| (31) | 委任状                         |              |
| (32) | 表示板仕様書及びデザイン                |              |
| (33) | 公園等が存する自治会等の説明同意書           |              |

附 則 この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。